

#	仕様書分類	案件No.	件名	分類	WT確認事項	回答集約(地方団体構成員)	方針
1	機能要件	0150286	納付書自動発行	意見照会	ペナドより「時効更新の有無について、収納管理システム上で管理を行い、収納履歴情報に含めて滞納管理システムへ連携するため、収納側の仕様書にも要件追加が必要」との意見がありました。 【確認】 意見を踏まえ、以下の通り要件を修正、追加して問題ないでしょうか。 -要件を「納付書によって時効更新の有無を、選択できるように修正する。 -収納側の機能要件に「滞納管理システムにて発行した納付書について、時効更新有無区分を管理できること」と追加する。	(E市)：問題なし (K市)：問題ありません (C市)：問題なし (I市)：追加して問題なし。 (B市)：よい (J市)：問題ありません (F市)：問題なし (H市)：問題ありません (D市)：確認内容のとおり問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：賛論ありません。	左記方針のとおり反映
2	機能要件	0150050	滞納明細管理	意見照会	ペナドより「延滞金徴収を超える場合も、延滞金加算中の場合は(要す)等の文言が必要」との意見がありました。 【確認】 要件を以下の通り修正して問題ないでしょうか。 -延滞金加算中場合、(計算を要す)等、延滞金加算を示す文言が表示されること。	(E市)：問題なし (K市)：問題ありません。必要な事項です。 (C市)：問題なし。 (I市)：問題なし。 (B市)：よい (J市)：問題ありません (F市)：問題なし (H市)：問題ありません。 (D市)：確認内容のとおり問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	左記方針のとおり反映
3	機能要件	0150063	滞納明細作成	意見照会	(新) 補正 帳票ごとに必要となる期別一覧シートのL9セルに「本税は帳票に記載されないの記載について、ペナドより「延滞金減免許可決定通知書には減免後の滞納額を出力するため矛盾しており、記載を削除すべき」との意見がありました。 【確認】 延滞金減免に係る帳票には本税を含めた滞納額を出力するため、意見通り「本税は帳票に記載されないの記載を削除して良いでしょうか。	(E市)：問題なし (K市)：了 (C市)：削除してよい。 (I市)：問題なし。 (B市)：よい (J市)：問題ありません (F市)：よい (H市)：延滞金の減免申請とは延滞金をA=Bにすると金額を決めて免除するものであり、仮に本税が残っていたとしても納付日を決めるなどして金額を算出する必要があるため、記載は不要との認識です。(納付がない場合は減免を取り消します。) 本税があっても構いません (D市)：確認内容のとおり問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：賛論ありません。	左記方針のとおり反映
4	機能要件	0150051 0150058 0150299	-担当者設定 -権限設定	意見照会	ペナドより「基本的には明示的に担当者を設定する場合は多いが、担当者が滞納者に紐づくのであれば、グループの自動作成機能は連携機能である」との意見がありました。 【確認】 グループ(明た)の自由作成機能は必要でしょうか。 不要な場合は、備考に担当者名=グループ名と追加し、必要な場合はグループの作成機能を標準オプション機能とします。	(E市)：担当者名とごまかグループ名が入ると認識している。 担当者CDCに対する担当者名個人名グループ名かの判断と思われるので提案のとおり可。 (K市)：大規模自治体では必要な機能である。とえ相手方にグループを明示しない運用をするとしても、内部管理上必要である。 不要とされてしまえば、大規模自治体では効率的・機能的な事務運営できない事態に陥るので承服できない。 (C市)：本市は必要ないと考えるが、他市の状況次第。 (I市)：該当の機能要件No.に「グループの自動作成機能」に該当する内容が見当たらないが、「自由作成機能」の誤字か、ペナド「自動作成機能」という異なる解釈しているか、おたずねしよう。 (B市)：自由作成機能は必須だが、例えばペナド「滞納合計額等から自動で担当グループを作成し振り分ける」ような機能を想定しているのならば、そうした機能は必須ではないと思われる。 (J市)：グループ(明た)の自由作成機能は必要 (F市)：問題ありません (H市)：グループ機能はある方が好ましい (D市)：内部処理としてグループによる区分けを利用しており、自治体規模により必要度異なることからオプション機能で適切と考えます。 (A市)：機能は必要ですが、標準オプション機能として問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	必要という意見があったため、標準オプションの追加という方針として反映した。
5	機能要件	0150012	フラグ	意見照会	ペナドより「付箋機能は滞納整理業務上必要な機能だが、始期・終期等の期限を要望されたことはないため標準オプション機能とすべき。特に始期・終期等の期限が必要なケースは催告停止に係る機能は対応されるが、その機能は機能ID「0150083」発送停止情報にて管理できるため、必要なケースは対応していく」との意見がありました。 【確認】 事務用としては上記意見に従いオプション化を検討します。 そして現行の構成標準機能を整理していただくのですが、付箋機能について、始期・終期の管理が必要かどうかご教示ください。また、過去には時効管理(時効期間までの強制開帳)に付箋機能を利用しているという意見がありました。具体的な利用シーンも合わせてご教示ください。	(E市)：現状の機能では付箋に始期・終期の管理はない。そのためバッチ処理で付箋の削除をしている。 使用例：催告書対象者に付箋を設定。付箋設定時は別報告書は発しない。催告書は納付期限で外す。 付箋を外さない報告書がない(外部印刷用のデータを作成しない)ため、削除が必要。 (K市)：始期・終期の管理までは必須も必要とは思いません。 (C市)：本市では期間管理はしていないため必要ないと考える。 (I市)：フラグ機能及び一括設定機能は必須だが、始期・終期は必須ではない。 現行の当市でのフラグ利用は「国民健康保険資格証対象者にフラグを設定する」「フラグ設定した者を帳票出力対象にする」など、フラグの一括更新機能で削除・再設定する内容のみ。 (B市)：機能要件_0150012は、フラグについての要件であり、「付箋機能」については不明 滞納者に対して、任意にフラグを管理(設定・保持・修正)できること。フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのスタ管理(名称、始期、終期等)ができること。 抽出した滞納者に対し、一括でフラグ管理(設定・保持・修正)ができること。」「フラグの一括処理で実行できるのであれば、オプションでよい (J市)：始期・終期の管理は不要 (F市)：現状グループ機能の代替としても使用しており、課内室等や債権回収機構への移管を管理するため使用しており、年度単位での終期設定が想定される (H市)：終期は利用しています。分納約束をして一定期間様子を見る場合や税額更正により滞納額の変更が予定されている者等の催告書の一括発行制御です。なおID0150083は前従状の発送有無等で催告書の明細に記載するかどうかを制御する機能で左記のような使用はできないという認識です。 また、始期とは違いますが登録日も利用しています。無駄な書類の発送を防ぐために住所不明者を登録して発送制御していますが、月次で住所変更日等→住所不明認定日で抽出をかけて一括で付箋を外す等に利用しています。 (D市)：始期・終期の管理が必要な状況は想定していません。 本市では租税情報管理機構への移管案件管理に付箋機能を利用しています。 (A市)：始期、終期の管理は不要です。 納税意思の有無や要注人物等、主に滞納者の特徴を管理することに利用しています。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	左記方針のとおり反映(オプション化する)
6	機能要件	0150067	対象抽出処理	意見照会	ペナドより「催告書を送る際の条件のうち、納期の特別、生活保護受給者の除外については要望されたことがなく、特に生活保護受給者については旧システムで管理されていることが多く、運用も団体様でまちまちであるため、オプションが妥当。」との意見がありました。 【確認】 ペナドの意見を踏まえ、<想定される発送除外条件>から以下を標準オプション機能に変更して問題ないでしょうか。 -納期の特別 -生活保護受給者	(E市)：現在のシステムでは生活保護情報が連携しないため、生活保護担当課から生活保護開帳通知を受領している。停止条件に当たると催告書の停止処理や引き抜き等に対応している。ペナドに要求していないが、機能として備えていれば業務上効率的になるため可能なら必須の扱いしたい。 (K市)：問題ありません (C市)：問題なし。 (I市)：問題なし。 (B市)：よい (J市)：問題ありません (F市)：一括での報告対象として選定したいため除外は必須と考える (H市)：問題ありません。 (D市)：確認内容のとおり問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：賛論ありません。	左記方針のとおり反映(オプション化する)

#	仕様書分類	案件No.	件名	分類	WT確認事項	回答集約(地方団体構成員)	方針
7	機能要件	0150160	徴収(換曲) 猫予の管理	意見照会	ペナド及び徴収(換曲) 猫予時に分納の登録を行う場面はあるが、システムとして連動して登録が行える必要はなく、分納登録の有無の管理程度でよいと要件を緩和するべきとの意見がありました。 【確認】 ①異団体では、猫予の際に分納しないケースは多いでしょうか。 ②本要件を標準オプション機能に変えて問題ないでしょうか。	(E市)：①分納しないケースはあるが少数 ②問題なし。 (K市)：猫予の際に分納しないケースは多くはない。 本市では猫予登録と別に分納登録を行っているが、一括登録できれば事務軽減にはなるかと考えています。 (C市)：①猫予の際には必ず分納登録している。 ②問題ない(通常の分納登録であれば問題なし) (I市)：①基本は分納の登録も行うが、必須ではなく、徴収の猫予の登録と連動する必要はない。 ②問題なし。 (S市)：①猫予の際に分納しないケースは少ない。 ②本要件は必須としていただきたい。 (F市)：①分納しないケースはごくわずか ②オプションでよい (F市)：①分納しない場合が多いが、その場合納期限を猫予期間分延長した納付書を出力しているため、その出力作業で使用している ③問題なし。 (H市)：①分納が原則になっています。 ②件数も多いためオプションで問題ありません。また、連動しない場合でも、猫予登録画面から分納登録画面に展開できるようなシステム構成を考えていただければよいものと思われず。 (D市)：①徴収猫予について各期を分割して納付するケースはほとんどありませんでした。 ②オプション機能に変えて問題無しと考えます。 (A市)：①多いです。 ②問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	左記方針のとおり反映(オプション化する)
8	機能要件	0150320	分割納付計画 策定	共有	本要件では、滞納から収納へ分割納付情報を連携し、収納システム上で口座情報を管理する運用を想定しています。 そのため、要件の考え方・理由に以下文章を追加します。 ・分割納付用の口座振替情報は、収納システムID0140118「分割納付用の口座は別途管理できること。」にて管理される想定。	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (I市)：問題なし。 (S市)： (J市)： (F市)：- (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映
9	機能要件	0150318	検索条件	共有	収納管理の同等機能と整合を取るため、検索条件から以下を削除します。 ・物件番号	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)：標準オプション機能のため、消す必要はないと考える。 (I市)： (S市)： (J市)： (F市)：- (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映
10	機能要件	0150214	滞納処分管理	共有	滞納処分情報として管理する項目に、以下を追加します。 ・一部解除年月日	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (I市)：問題なし。 (S市)： (J市)： (F市)：- (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映
11	機能要件	0150218 0150214	滞納処分の時効起算の基準	意見照会	デジタル庁より、「時効の更新、完成猫予の基準となる日付について、当庁では、機能ID-0150218の要件の考え方・理由の記載から、「受付年月日」が基準日となるのか、機能ID-0150214内の「執行年月日」が基準日となるのか」と質問がありました。 事務局の考えですが、 前提として執行年月日、受付年月日を、以下のような日付として整理しています。 ・執行年月日：差押調書等を発送した日、あるいは直接銀行などに臨場し差押調書を行員に手交した日 ・受付年月日：差押調書等が到達した日 上記前提をもとに、時効の更新、完成猫予の基準となる日付について、以下2パターン)の考え方がありと認識しています。 A. 執行年月日を基準日とする考え方(発債主義) B. 受付年月日を基準日とする考え方(到達主義) 【確認】 ①異団体では執行年月日と受付年月日、どちらを基準日としていますでしょうか。 ②各年月日について、用語集での定義を検討していますが、以下のような定義で問題ないでしょうか ・執行年月日：差押調書等を発送した日、あるいは直接銀行などに臨場し差押調書を行員に手交した日 ・受付年月日：差押調書等が到達した日	(E市)： ①受付年月日。 ②差押調書等が到達した場合は差押調書を行員に手交した日(受付年月日)になると思います。 (K市)：差押調書が完了したから入力。登記解除時に使用) 差押調書の到達日を入力・管理する機能はない。システム上では執行日を基準日とする運用で問題ないかと考える。 (C市)： ①本市では、B到達主義の考え方をしています。 ②差押の効力が発生した時を執行年月日とし、差押調書等を発送した日を発送年月日と整理するのは、いかがでしょうか。現在、本市では、差押の効力が発生した時から入力。登記解除時に使用) 差押調書の到達日を入力・管理する機能はない。システム上では執行日を基準日とする運用で問題ないかと考える。 (I市)： ①執行システム上は執行日(差押調書等を発送した日)が基準日だが、運用上の考え方としては差押調書等の第三債務者への送達日が基準日であると認識している。 なお、本市の現行システムでは滞納処分入力項目の「受付日」は、「不動産登記申請受付年月日」の入力項目である。(不動産差押・参加差押後の登記完了後から入力。登記解除時に使用) 差押調書の到達日を入力・管理する機能はない。システム上では執行日を基準日とする運用で問題ないかと考える。 (S市)： ①執行年月日は問題なし。受付年月日については「債権0150417(差押解除)登記嘱託書(不動産)」の「債権印字要件項目4-扶清すべき登記」で出力する「受付年月日」を指すものであり、差押調書の到達日ではなく「不動産登記申請受付年月日」のことと認識している。 (J市)： ①時効の更新、完成猫予の基準となる日付については、処分日としている。 ②到達主義であり、差押調書等が到達した日、あるいは直接銀行などに臨場し差押調書を行員に手交した日を処分日としている。 執行年月日、受付年月日という言い回しだと差押の手段(直接臨場か郵送か)により「基準日」が「受付日」及び「処分日」という定義になってはどうか。 (F市)： ①システム上では執行日が基準日になっている ②問題ない (H市)： ①受付日を基準としている ②問題なし (D市)：左記の執行年月日(「差押調書等」は「差押通知書等」の誤記だと思われる。 ①受付年月日(法律上の差押有効日)を基準日としています。 ②執行年月日：対外的に差押の手続きを行った日(発債主義) 受付年月日：差押が有効になった日 が定義として適当と考える。受付年月日は差押有効年月日に名称を変更したほうが誤解がないかもしれません。 例えば不動産等の差押は滞納者に差押調書を送達することで済みますが、登記解除日が差押有効日(受付日)になります。滞納者と法務局のそれぞれに到達日が異なります。また、登記嘱託書に不備が到達日に登記できないこともあり、単に到達日とはならないです。また、動産は占有することで差押が有効になり本人宛の通知は事後となります。つまり、動産の場合は、執行日=受付日(有効日)=財産を占有した日となります。 (A市)： ①差押の効力は第三債務者等相手方が差押調書を受けとった時点で発生すると考えます。 そのため基準日については、臨場等相手方が直接受け取れる場合は手交した日、連絡先で郵送した場合は差押調書を相手方が受領した日と考えます。 ②そのため A. 差押調書等を発送した日 B. 差押調書等が受領された日(到達した日)、あるいは直接銀行などに臨場し差押調書を行員に手交した日の分納で整理してはどうでしょうか。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：①地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。 ②様々な滞納処分の手交に対応した表現とするため、「執行日」の部分は削除するが「執行日」に修正した方が好ましいとします。	執行年月日/受付年月日→発送年月日/到達年月日とした用語集に追加した。

#	仕様書分類	案件No.	件名	分類	WT確認事項	回答集約(地方団体構成員)	方針
13	機能要件	0150302	延滞金減免に係る機能の整合	意見照会	<p>構成員より、「滞納整理の4.1.3-1 機能ID0150302にて延滞金減免の機能が定義されていますが、これを収納側にデータ連携すること、収納側でこの情報を受けて延滞金を計算することも定義されていないため、収納側で延滞金減免に対応した延滞金計算ができません。また、現在延滞金の決定については収納側が(一般的な観点として) 上流になっていることから、このままでは本税が完納後に延滞金減免されている延滞金の決定情報が滞納側に連携されず、延滞金額が滞納システムに反映してしまうことから滞納側を延滞金決定の上流に変更することを検討しています。しかし、ペナが延滞金決定情報のデータの 上流を変更することを想定していないとして今後調整が必要になっていきます。という意見がありました。</p> <p>こちらについて、滞納側で減免計算をした後、収納側に連携するデータの流はデジタル庁の機能別連携仕様にて定義がなされていますが、機能要件に記載がないことから、以下の記載を追記することによってよろしいでしょうか。</p> <p>【収納】 ID0140281「差押・徴収(換債) 差押・執行停止に連動して延滞金を計算できること。」 →「差押・徴収(換債) 差押・執行停止、減免等の滞納管理システムから連携される情報に連動して延滞金を計算できること。」</p> <p>ID0140386「異動情報(処分情報・執行停止情報・差押情報・不納欠損情報等)」 →「異動情報(処分情報・執行停止情報・差押情報・不納欠損情報、減免情報 等)」</p> <p>【滞納】 ID0150308「異動情報(処分情報・執行停止情報・差押情報・不納欠損情報等)」 →「異動情報(処分情報・執行停止情報・差押情報・不納欠損情報、減免情報 等)」</p>	<p>(E市)：問題なし (K市)：了 (C市)：了 (F市)：追記することで問題なし。 (B市)：よい (J市)：問題ありません (F市)：問題なし (H市)：問題ありません。 (D市)：確認内容のとおりで問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：異論ありません。</p>	左記方針のとおり反映
14	機能要件	0150200	電子照会記載詳細化	共有	<p>電子照会の機能に関し、ペナから「①pipitLINQ、DAISのデータ仕様がそろっていないため滞納管理システムからデータ出力する際の負担が大きいため、②検封会フォーマットに掲載される項目以外にも出力する項目はあること、が課題としてあり、仕様書として解決したい。③電子照会の必要性を理解するが対応しきれないペナ側があるためオプションに落とせないか」という旨の指摘がありました。</p> <p>この点、①については検封会側で検封すべき内容の対応は困難ですが、②については現行仕様で記載がないこと、③については事務局もペナと同様の見解であることから、以下のような修正を想定しています。</p> <p>要件：「金融機関等への照会について、金融機関×行政機関の情報連携検封会で定義する電子照会フォーマット(必須項目、任意項目)をもとに、照会に必要なデータ出力できること。また、回答を電子データで一括して取り込むことができること。」 →「金融機関等への照会について、金融機関×行政機関の情報連携検封会で定義する電子照会フォーマット(必須項目、任意項目)及び電子照会サービスを提供している事業者が独自で定義している項目をもとに、照会に必要なデータ出力できること。」 実装区分：実装必須機能 → 実装必須機能(※)</p>	<p>(E市)：了解しました。 (K市)：実装区分は実装必須機能→オプション となるのでしょうか。仕様は現時点の記載は、左記のようにならざるをえないと考えます。 (C市)： (F市)：問題なし。 (B市)：よい (J市)：データ取り込みは現状の課題として大きいものため取り込み機能は希望するところである (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：</p>	左記方針の通り
15	機能要件	0150002	充当通知明細書	意見照会	<p>「充当後の滞納明細」について、以下のどちらの金額を出力する想定かご教示ください。</p> <p>①充当に係る処分/処分期別の滞納合計額から充当金額を差し引いた金額 ②充当通知発行時点の滞納合計額から充当金額を差し引いた金額</p>	<p>(E市)：① (K市)：現状は②としています (C市)：① (F市)：①充当に係る処分/処分期別の滞納合計額から充当金額を差し引いた金額 取立金受入日現在の滞納合計額から、充当金額を差し引いた金額を想定している。 (B市)：②と想定するが、選択できると良いのも取れません。 (J市)：②充当通知発行時点の滞納合計額から充当金額を差し引いた金額を想定 (F市)：②を想定 (H市)：①ですが、延滞金計算日も通知日(あるいは任意の指定日) なのか充当したときの延滞金計算日なのか決めておく必要があります。なお、本市ではダブルの元であるため充当後の滞納明細を使用していません。 (D市)：現状、②充当通知発行時点の滞納合計額から充当金額を差し引いた金額で運用しています。 (A市)：①を想定します。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	意見が分かれているため、ペナの案に委ねることとし、その旨備考欄に追記することとする。
16	帳票要件	0150444ほか	催告書(差押え書)ほか	意見照会	<p>以下の帳票について、ペナより特筆すべき理由がないのであれば、様式を統一し個別の請求表・レイアウトは削除すべきと意見がありました。</p> <p>【確認】 以下の帳票については、帳票ID0150441「催告書(差押え書及無)」と同一の請求表・レイアウトとすることを帳票要件に明記し、請求表及びレイアウトを削除していただく。</p> <p>帳票ID：0150444_催告書(差押え書及有) 帳票ID：0150449_分納不履行通知書 帳票ID：0150450_差押予告書 帳票ID：0150456_延滞金請求書(差押え書及無) 帳票ID：0150458_延滞金請求書 帳票ID：0150460_ﾌﾘｰ催告書</p>	<p>(E市)：問題なし (K市)： (C市)：削除しないでいただきたい。 (F市)：さまざまな状況の滞納者があり、催告を重ねるため、毎回同じ催告通知では効果が期待できない。 (B市)：問題なし。 (J市)：帳票ID：0150449_分納不履行通知書は、圧縮はできているが、その他の帳票は汎用紙、A4縦である。 帳票ID：0150449_分納不履行通知書以外を統一するであればよいと思う。 なお、ﾌﾘｰ催告書(納付書あり)は、帳票ID：0150462で専用紙(圧縮は可能)だったが、現状では、汎用紙、A4縦での催告書(納付書あり)を活用しているため、今後利用できるように調整いただきたい。 (F市)：統一の様式を使用しても、各通知書の表現が異なるため、個別に編集し、様式を保存できる (H市)：問題ありません。 (D市)：確認内容のとおりで問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	左記方針のとおり反映
17	帳票要件	0150397	納期変更告知書	共有	<p>ペナより「実際の運用では対象納期が1行以上になる場合、明細部分は同一の印字項目の様式で2ページ以降出力できるようにすべき」と意見がありました。</p> <p>そのため、明細を複数枚出力できるように帳票要件の考え方・理由以下文章を追加します。 ・明細を記載しきれない場合、同一の印字項目/請求表・レイアウト上、帳票出力時の該当期別を出力し、添付すること。</p>	<p>(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (F市)：問題なし。 (B市)：問題なし。 (J市)： (F市)： (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：</p>	以下の文章を追加した。 「明細が多量に複数枚出力する場合、同一の印字項目/請求表・レイアウト上、帳票出力時の該当期別を出力し、添付すること。」 なお、上記文章を最後に「最終ページ以外は*(アスタリスク) 表示すること。」と記載してあるが、こちらは本資料No21の方針に従ったもの
18	帳票要件	0150535 0150536	電子照会回答電子照会回答結果一覧	意見照会	<p>ペナより「電子照会を行う理由の一つにペーパーレス化というものと考えるため、代替不可(紙での印刷が必要)を前提としていることに疑問を覚えることから、ペーパーレス化を促すEUCを出すことを許可すべき」と意見がありました。</p> <p>【確認】 本帳票をEUC代替可能に変更して問題ないでしょうか。</p>	<p>(E市)：問題なし (K市)：了 (C市)：問題なし。 (F市)：問題なし。 (B市)：よい (J市)：問題ありません (F市)：問題なし (H市)：問題ありません。 (D市)：確認内容のとおりで問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	EUC代替可とする。
19	帳票要件	0150340	戸籍・住民票などの交付について	意見照会	<p>印字項目22「申請帳票」23「申請件数」について、ペナより「手書きするケースもあるため、手書きも許可する記載に修正すべき」との意見がありました。</p> <p>【確認】 職員の手入力の問題なのですが、手書きするケースは想定されていますでしょうか。</p>	<p>(E市)：帳票の特定ができないため回答出来ません。 (K市)：ありうると考えます。 (C市)：本市では想定していないが、他市の状況次第。 (F市)：本市では想定していないが、他市の状況次第。 (B市)：ない (J市)：本市では手書きにて申請をしていますので、どちらでも問題ありません。 (H市)：手書きの想定はない (A市)：ありません。システムで対応できない場合はワード等で作成します。 (D市)：手書きするケースとして、システムに登録されていない異体字が氏名や住所に使用されている場合が想定されます。 (F市)：想定しています。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	実行通りとなるので対応不要

#	依頼書分類	案件No.	件名	分類	WT確認事項	回答集約(地方団体構成員)	方針
20	帳票要件	0150463	送付状	意見照会	ペナダより送付状は各自自治体で様式が様々であり、word等で作成すればよくシステム出力は不要との意見がありました。 【確認】 意見の通り、送付状については標準オプション機能に変更して問題ないでしょうか。	(E市)：問題なし (K市)：本市では幅広く使用しており、実装必須と考えます。 (C市)：よから機能のため、必須のまま希望。 (F市)：該当の帳票要件の考え方・理由で「優先情報のみが記載された帳票」と記載しており、郵便番号、住所等の優先情報だけを、システム上の名前や送付先を参照して出力するものであると認識している。意見内容の「各自自治体で様式が様々」という点から、送付先等と認識し違っているものと思われるため、実装必須機能から変更する必要はないと考え。 (B市)：よい (J市)：使用頻度がかなり高いため必須機能にしてほしい。 (F市)：送付状は多様な運用形態され、使用頻度高いため必須と考えるシステムでの発行により使用の記録などされること有好ましい (H市)：問題ありません。 (D市)：確認内容のとおり問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	左記方針のとおり反映
21	印字項目	0150469	滞納明細	意見照会	ペナダより明細が多く複数枚出力する場合、最終ページ以外に* (アスタリスク) 表示すべきとの意見がありました。 【確認】 意見を踏まえ、最終ページ以外に合計は*表示して問題ないでしょうか。 なお、本件は明細を出力する他帳票にも追加予定です。	(E市)：問題なし (K市)：問題ありません (C市)：問題ない。 (F市)：問題なし。 (B市)：よい (J市)：合計金額のことを問われている想定で回答。 最終ページ以外の合計は*表示して問題ないです。 (F市)：問題ない (H市)：問題ありません。 (D市)：確認内容のとおり問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	左記方針のとおり反映 記載としては、でも規定とする。
22	印字項目	0150469	滞納明細	共有	延滞金を出力する帳票について、諸元表の「その他編集条件」に「計算を要する」と記載する場合は、全角7桁で記載すること、と追加します。	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (F市)：問題なし。 (B市)： (J市)：- (F市)：- (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映 →全印字項目に記載するの難しかったため、機能要件01505050備考に、以下の通り記載しました。 【滞納明細などの延滞金を記載する帳票上、(計算を要する)と記載する場合は、印字項目・諸元表の定義にららず、全角7桁で記載すること。】
23	印字項目	0150469	滞納明細	意見照会	ペナダより裁判所あての交付要求帳票については「要す(数値)」と印字する必要があるとの意見がありました。 【確認】 こちら、裁判所宛の交付要求帳票については、「計算を要」しただけでなく数値も記載が必要でよいか。	(E市)：「要す(数値)」と記載する。 (K市)：裁判所宛は「要す(数値)」の印字が必要で、国税庁の国税徴収法基本通達第82条関係5に記載があります。国税庁と最高裁判所(事務総局民事部)の協議で取扱いが決定されており、裁判所からの「債権届出の催告書」でも求められています。平成9年11月13日最高裁判あり、記載しなければ配当を受けられない場合が想定されます。 (C市)：記載が必要。 (F市)：交付要求時点での交付要求対象個別の延滞金額の表示は必須である。ペナダの意見内容とどおり問題なし。 (B市)：裁判所から発行される債権届け出の催告書に「交付要求書の延滞税額には、交付要求書作成日までの計算額を必ず記載してください」と記されているため必要 (J市)：法第82条第1項の「交付要求書」は、令第36条第1項各号「交付要求書の記載事項」に掲げる事項を記載した規則第3条(書式)に規定する別紙第7号書式による。 延滞税額には、「法律による金額」の下部に「要す」と記載するとともに、交付要求書作成日現在において本税が完納となつたと仮定して計算した延滞税の金額も記載(かつ二重)する。 なお、確定事件における破産管財人又は破産裁判所あての交付要求書の延滞税額は、1円単位まで記載することに留意する。 (H市)：数値の記載が必要 (H市)：必要です。前にワーキングで話し記憶がありますのでご確認ください。 (D市)：本市では交付要求日時点での延滞金額も記入して交付要求書を提出しています。 そのため、数値の記載も必要と考えます。 (A市)：不要です。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	左記方針のとおり反映 (No2に統合)
24	印字項目	0150023	差押通知書(債権)権利者用	意見照会	印字項目「通知先」について、ペナダより債権と不動産の差押通知書で通知先の内容は「一すべし」との意見がありました。 【確認】 印字項目の内容について、「滞納者の氏名を印字」を「通知先の氏名を印字」に修正して問題ないでしょうか。	(E市)：問題なし (K市)：了 (C市)：問題ない。 (F市)：問題なし。 (B市)：よい (J市)：問題ありません。 (F市)：問題なし (H市)：問題ありません。 (D市)：確認内容のとおり問題ありません。 (A市)：問題ありません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：異議ありません。	左記方針のとおり反映
25	印字項目	0150342	被担保債権額について(照会、回答)	共有	印字項目2「生年月日」について、ペナダより和暦・西暦の両方に対応できるように桁数を修正すべきとの意見がありました。 意見を踏まえ、以下の通り諸元表を修正します。 型：全角 桁数：11桁	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (F市)：問題なし。 (B市)： (J市)： (F市)：- (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映
26	印字項目	0150407	(差押)登記原因証明情報(不動産)	共有	印字項目2「登記の原因となる事実または法律行為」について、レイアウトに合わせ桁数を「35/6」に修正します。	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (F市)：問題なし。 (B市)： (J市)： (F市)：- (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映
27	印字項目	0150406	(差押)登記嘱託書(不動産)	意見照会	印字項目18「不動産の表示」について、現在は桁数を「35/20」と定義しています。 ペナダより0150011「差押書(不動産用)」の差押財産は桁数を47/13と定義されており、以下のように文書を整形して登録することが困難になるため、整合を取る必要があるとの意見がありました。 (記載例) 「不動産番号△△」+不動産番号 「△△△△△△△△」+所在 「地△△△△△△△△」+地番 「地△△△△△△△△」+地目 「地△△△△△△△△」+地籍 【確認】 不動産の表示について、タイトル含め1行当たりの文字数が35で実行されることが発生するかどうかで教示ください。	(E市)：1行当たりの文字数35で問題なし。 桁数が20行を超えることが想定されるが、その場合は別紙扱いになるのか。 (K市)：発生するかどうかはわかりませんが、発生する可能性は考えられます。 (C市)：35文字以上にならぬ条件が十分に確認できないため不明。マンションなどの差押の際には文字数があるからかもしれませんが。 (F市)：差押財産と同一桁数の方が望ましいと考え。 (B市)：ない (J市)：35文字であれば発生はしないと思われます。 (F市)：通常ないが、マンション等建物の名称で長いものがあれば該当する可能性はある (H市)：調べるところ日本で一番長い地名が都道府県を除いて20文字らしい(秋田郡上小阿仁村大字沖田面字小瀬野下川(原)だそう)のでタイトル部分が文字を含めても27文字で収まるはず。 (D市)：不動産の表示について35文字以内で収まるものと考えています。 (A市)：行まじり発生する可能性はあります。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	差押財産との整合と考えると、差押財産前が登記簿へ書き入るのが現実的と考え、(登記前)で帳を増やすことは困難)差押簿の不動産に係る文字数を47/13→35/13に修正します。

#	依頼書分類	案件No.	件名	分類	WT確認事項	回答集約(地方団体構成員)	方針
28	印字項目	0150397	納期限変更告知書	共有	印字項目19「税目」について、添納明細と合わせ桁数を「全角2桁」に修正し、帳票下部に凡例を印字することとします。	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (I市)：問題なし。 (B市)： (J市)： (F市)：－ (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映
29	印字項目	0150438	納付計画書	意見照会	印字項目20「備考欄」について、以下ご教示ください。 ①各行の備考欄にはどのような内容を記載するでしょうか。ペナタより印刷画面に入力した情報を印字、または、手書き項目と想定する。と修正すべきと意見がございましたが、手書きする想定はありますでしょうか。 ②各行とは別に、帳票全体の備考欄を帳票下部に設ける必要はありますでしょうか。	(E市)：帳票の特定ができないため回答出来ません。 (K市)：本市では備考欄ではなく欄外空白部分に手書き補記している例があります。 (C市)：①各行の備考欄には特に記載したことがなく不明。 ②本市では次回相談日などを記載する際に、備考欄に手書きで記載しているため必要。 (I市)：①納付計画回数の備考欄に記載する想定は、現状ではしていない。意見の修正内容で問題なし。 ②当市が現在使用している帳票では帳票全体の備考欄があり、納付計画完了後の再相談予定日等を手書きする運用をしている。必須ではないが、備考欄があった方が望ましいと思われる。 (B市)：①記載するとしたら、納付税目名称及び期別を想定 ②なくてもよい (J市)：①雇約者にサインを手書きで求めることはありますが、そのほかで手書きで記入することは想定していません。 ②備考欄があるから何から使おうか悩みます。 (F市)：新明細の書き換えの想定 全体の備考欄を別途設ける必要はない。 (H市)：①手書きする可能性はあります。 ②例えば「今後発生する税金については納期限内に納付します。」というような金額等を具体的に記載できないよう事項記載する用途で使用します。 (D市)：備考欄には「貸与等の状況により可能場合は計画の金額を超えて納付します。」等と納付者自身に記入してもらうことがあります。 備考欄を帳票下部に設けることについては特に必要を感じていません。 (A市)：①想定します。 ②必要と考えます。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	①記載の例はなく、想定で手書きはありうる。 ②記載の例あり、手書き補記でよい。 →いずれも手書きとする。特に対応不要
30	印字項目	-	交付要求通知書すべて 交付要求解除通知書すべて	共有	印字項目「事件番号」の桁数について、全角15桁に統一で修正します。	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (I市)：問題なし。 (B市)： (J市)：－ (F市)：－ (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映
31	印字項目	0150346	実態調査について(回答)	共有	帳票0150346「実態調査について(照会)」と整合を取るため、印字項目「世帯人数」を追加します。	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (I市)：問題なし。 (B市)： (J市)： (F市)：－ (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映
32	印字項目	0150134 ほか	交付要求通知書(財印債権) ※滞納費用ほか	共有	印字項目「交付要求に係る事件名」について、内容に「財産等を印字」と記載していますが、財産を記載する想定ではないため「事件名等」を印字に修正します。	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (I市)：問題なし。 (B市)： (J市)： (F市)：－ (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映
33	印字項目	0150138	交付要求通知書(破産債権) ※裁判所用	共有	地方団体より「印字項目として破産管財人の氏名は不要という理解が正しいか」と質問がありました。破産管財人の記載は必要である一方、執行機関については送付先と同一であることから不要とし、以下の通り諸元表及びレイアウトを修正します。 -印字項目25「執行機関名」を「破産管財人」に修正。 また、諸元表のショート名を「交付要求通知書(破産債権)※裁判所用」に修正します。	(E市)：破産管財人の記載は不要であり、執行機関名を記載するレイアウトのままでよいと考える。 (K市)： (C市)： (I市)：破産手続に係る交付要求において、破産管財人を交付要求先とするケースは財印債権に限り、破産債権について破産管財人を交付要求先とするのではないと考える。 破産管財人への交付要求帳票は0150135で定義されており、当該帳票について、印字項目を修正する必要はないと思われる。 (B市)： (J市)： (F市)：－ (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	修正不要の意見があることから修正しないこととする。
34	印字項目	0150022 0150023	印字項目の修正	共有	APPLICより第三債務者の印字が必要と認識しておりますが、差押帳票に関しては「差押財産」(原本データリスト上は「処分財産の内容」)で全てフリーテキストで記載されるため、印字項目を想定しておりません。]という意見があり、一部そのよう対応になっていない帳票があったため、修正します。 -差押調査(原本)(債権)※滞納費用 -差押通知書(債権)※権利費用 →項番21「差押財産-履行期限」を削除し、項番20「差押財産-差押財産」に統合。	(E市)：了解しました。 (K市)： (C市)： (I市)：問題なし。 (B市)： (J市)： (F市)：－ (H市)： (D市)： (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：	左記方針のとおり反映